

公調委平成24年（セ）第7号 大田区における鉄道工事からの振動等による財産
被害等責任裁定申請事件

裁 定

東京都大田区〇〇〇

申 請 人

株式会社A

同代表者代表取締役

a

東京都△△△

被 申 請 人

株式会社B

同代表者代表取締役

b

同代理人弁護士

山 田 史 彦

同復代理人弁護士

堺 里 津 子

主

文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、8960万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

申請人の申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、その事業所付近で実施されている鉄道・道路の連続立体
交差事業の工事振動等により、営業用の設備等に損傷や不具合が発生したと主
張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、8960万円の損害賠償を求め
ている事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 申請人

申請人は、電動機、発電機製造用の機械設備、装置の設計、製造、販売及び輸出入等を営む株式会社であり、平成8年9月8日から肩書地に移転して営業活動を行っている。

イ 被申請人

被申請人は、鉄道事業等を営む株式会社である。

(2) 連続立体交差事業の概要

ア □□□線（ア駅～イ駅間）及び×××線（ウ駅～エ駅間）の連続立体交差事業（以下「本件事業」という。）は、交通の円滑化や安全性の向上等を目的として、□□□線のア駅からイ駅までの延長約5.4km（事業区間約4.7km）の区間、及び×××線のウ駅からエ駅までの延長約2.1km（事業区間約1.3km）の区間を連続的に立体交差化する事業である。

なお、本件事業は、東京都が事業主体となり、道路整備の一環として施行する都市計画事業である。（乙1）

イ 申請人の事業所は、□□□線のオ駅とイ駅との間にあり、道路を隔てて高架線路に面した位置に存在する（乙2）。

ウ 本件事業のうち、申請人事業所所在地が含まれる第6工区の本線土木工事（以下「本件工事」という。）の実施に当たっては、仮線工法（いったん仮の高架線路を建設し、仮線路で鉄道運行を継続しながら本線の高架工事を実施する方法）が採用されているところ、工事工程表によると、平成19年1月から平成21年5月まで仮線工事（基礎杭工事、補強桁架設工事、仮設工事）、平成20年1月から平成22年9月まで高架橋一次施工（基礎杭工事、掘削・山留工事、橋脚構築工事、高架橋架設工事、上り線

既設桁扛上工事，橋脚嵩上工事，線防柵設置工事，路盤整正工事），平成
22年9月から平成24年9月まで高架橋二次施工（掘削・山留工事，仮
設工事，基礎杭工事，橋脚構築工事，桁構築工事，地覆・高欄工事，下り
線既設桁扛上工事）を実施することが予定されている（乙1，5，6）。

2 当事者の主張

【申請人の主張】

申請人の主張は，別紙「責任裁定申請書」の「4 理由」及び「5 被害
の態様及び規模並びに紛争の実情」に記載したとおりである（ただし，「4
(3)の一覧表記載の被害のうち，10項「被害による健康罹災」及び11項
「被害紛争の精神的苦痛」を除く。したがって，被害の合計金額は8960
万円である。）。また，申請人の主張のうち，被害項目ごとの発生時期，具
体的内容，原因となった工事，因果関係及び損害額算定根拠についての主張
の概要は，別紙「申請人主張整理表」の各欄記載のとおりである。

なお，被申請人は，本件工事の施工者であり，発注者ではないから，民法
716条ただし書の主張はしない。

被申請人は，本件工事の実施に当たり説明会を開催したが申請人は参加し
なかった旨主張するが，申請人は，そもそも説明会の開催通知を受け取って
いない。

【被申請人の主張】

申請人の主張については，いずれも否認ないし争う。

なお，申請人の事業所所在地を含む近隣住民に対する工事説明会は，平成
14年11月19日，六郷中学校において，東京都，大田区及び被申請人合
同で開催したが，申請人は参加していなかった。

また，被申請人は，本件事業の工事着手に先立ち（平成11年1月時点），
環境影響評価を実施した。これによると，振動について，各工区内での合成
を考慮した工種ごとの振動の予測値は，敷地境界において59～68dBとな

り、予測結果と基準値を比較すると、振動規制法及び東京都公害防止条例による基準値を下回るものであった。さらに、施工中である平成21年3月時点における環境影響評価において、評価書の予測結果と事後調査結果の比較（建設機械振動レベル）をしたところ、事後調査結果（49 dB）は予測結果（68 dB）を下回っていた。

以上の事実によれば、本件事業（本件工事）により生じた振動は、受忍限度の範囲内のものであり、被申請人の損害賠償責任を発生させるものではない。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 申請人は、本件工事における被申請人の立場に関し、発注者ではなく施工者であると主張して、民法716条ただし書に該当する事実の主張を一切していない。

しかしながら、証拠（乙7、8、9）によれば、本件工事は、被申請人が発注して、●●●建設共同企業体（代表者株式会社C土木東京支店）が受注・施工したものであることが認められるから、申請人の主張の前提が誤りであることは明らかである。

この点、申請人は、被申請人が施工者であることの根拠として、被申請人からの回答文書の中に、「東京都は、主たる事業者であります、鉄道の特异性を鑑み、東京都から株式会社Bが本事業を受託しております」、「施工主体は株式会社Bであり」、「工事施工に関しましては、今後とも株式会社Bが対応いたします」などの記載があることを指摘する。しかしながら、「施工主体」の定義を定めた法律は見当たらず、一般的にいえば、「施工主体」とは、具体的な工事作業を実施する者ではなく、当該工事の効果の帰属主体（いわゆる施主・注文主）を指すものと解される。そして、証拠（乙7）によれば、本件事業の事業主体は東京都であるが、鉄道受益分については被申請人が、街路受益分については大田区が、それぞれ事業者として費用の一部を負担しており、さら

に、鉄道工事については、被申請人が一括して東京都から受託し、実際の工事を施工業者（●●●建設共同企業体等）に発注するという仕組みを採っていることが認められる。すなわち、被申請人は、本件事業に係る鉄道工事に関して、受託者と注文者という２つの立場を有しているといえるが、工事の振動等によって生じた被害との関係でいえば、直接の加害行為の主体は当該工事を実施した施工業者であり、被申請人はその施工業者との関係で注文者としての立場にあるから、被申請人の不法行為責任を問う場合、民法７１６条ただし書が適用されることは明らかである。

したがって、前述の申請人が主張の根拠とするところは、本件裁定申請に係る不法行為について、被申請人の法的な立場を裏付けるものではなく、採用できない。

また、申請人は、工事説明会の開催通知を受け取っていないことも主張するが、責任裁定申請書には、被申請人の窓口で苦情を述べた際のやり取りとして、「工事はＪＶ（●●●共同企業体）第６工区で行っており直接でない」との回答があった旨の記載があるから、申請人には施工業者が上記共同企業体であることの認識もあったと推測され、説明会に参加できなかったことが上記のような主張不備の原因ということとはできない。

なお、講学上、民法７１６条は、注文者の不法行為責任について特別の定めをしたものではなく、同法７０９条の注意規定にすぎないと解されているから、７１６条ただし書の要件該当性を明示的に主張していなくても、７０９条との関係において具体的な過失の主張があれば足りると解されるが、申請人の主張からはそれも読み取ることができず、結局のところ主張自体失当といわざるを得ない。

２ よって、申請人の本件裁定申請には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成２５年３月１１日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 柴 山 秀 雄

裁 定 委 員 杉 野 翔 子

裁 定 委 員 吉 村 英 子